

姫 路 市 教 育 旅 行

貸 切 バ ス 経 費

助 成 金



姫路市における教育旅行需要の拡大を図るため、姫路市外の学校による姫路市内の宿泊を伴う教育旅行における貸切バス経費に対して助成金の交付を行います。

助成金額

●貸切バス1台あたり 80,000円(新規申請)

●貸切バス1台あたり 40,000円(継続申請)

※上限額 : 1台当たりの料金が交付額に満たない場合は実費

※上限台数 : 学校1校当たり8台までが上限

交付対象者及び条件

1. 交付対象者

姫路市内で教育旅行を実施する姫路市外(国内)の学校に対し、その手配を行う旅行会社

2. 交付条件

下記の条件をすべて満たす教育旅行を手配する場合、貸切バス料金(バス貸借料)の経費の全部または一部に対して、予算の範囲内で助成金を交付する。

(1) 令和8年4月1日から令和9年3月15日の間に教育旅行を実施すること。

(2) 旅行出発日から起算して30日前までに、必要書類を提出すること。

(3) 新規申請とは、本助成金を初めて交付申請するもの。

継続申請とは、新規申請の交付後に同一学校で改めて申請するもの。

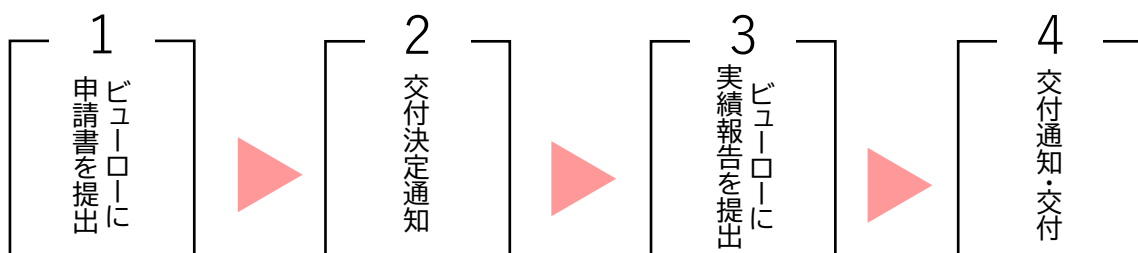
(4) 姫路城または市内の観光施設を利用し、かつ1泊以上姫路市内宿泊施設に宿泊すること。

(5) 同一の貸切バスに対して、他の姫路市内の助成事業等を利用していないこと。

※ 令和9年度・10年度も本事業は実施します。令和9年度・10年度については公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー(以下「ビューロー」という。)の予算とします。この場合、実施年度ではないことから、仮申請として受け付けます。

※ 詳細はHP「ひめのみち」をご参照、または担当者にお問合せください。

申請・交付の流れ



申請方法

申請者は「姫路市教育旅行貸切バス経費助成金交付申請書」(様式第1-1号)に

以下の書類を添付した上で、旅行出発日から起算して30日前までにビューロー宛に提出すること。

- (1) 姫路市教育旅行貸切バス経費助成金の申請に係る承認書(様式第1-2号)
- (2) 誓約書(様式第1-3号)
- (3) 行程表、旅行代金内訳書、または貸切バスの経費が分かるもの(運送申込書／引受書、船車券など)
- (4) 学校からの旅行申込書(旅行契約書類)の写し
- (5) 他の助成事業等に申請している場合は申請書の写し
- (6) その他申請にあたりビューローが必要と認める書類

交付決定の通知について

助成金交付の可否決定については申請者宛に通知する。

また、交付が認められない場合にも、審査結果について通知する。

変更申請等について

申請内容を変更または取り下げる場合は、速やかに「姫路市教育旅行貸切バス経費助成金変更・取下げ申請書」(様式第3号)を提出する必要がある。

実績報告について

助成金交付の対象となる教育旅行が終了したときは、原則として、

- ・その日から起算して30日経過した日
- ・当該教育旅行を実施した年度の3月15日

上記のいずれか早い日までに、「姫路市教育旅行貸切バス経費助成金実績報告書」(様式第4号)に

以下の書類を添付した上でビューローに提出する。

- (1) 実人員での行程表、旅行代金内訳書の写し
- (2) 貸切バスの経費が分かるもの(運送申込書／引受書、船車券など)
- (3) 他の事業で助成等を受けた場合は実績報告書等の写し
- (4) その他申請にあたりビューローが必要と認める書類

助成金の交付について

報告書等の書類の審査を行い、適当と認められるものについて助成交付金額を確定の後、申請者に通知・交付となる。

■お問い合わせ

姫路観光コンベンションビューロー

〒670-0012 兵庫県姫路市本町68番地

TEL:079-287-3655 / FAX:079-222-2410

E-mail: hime-kanko@himeji-kanko.jp



令和8年6月1日発行